

第27回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年9月22日（木）午前10時00分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
議案第1号 農用地利用集積計画について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について
- 5 出席委員（15名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之	2番 笹沼 保治	3番 秋本 則夫
4番 瀧田 歌子	5番 佐藤 孝	6番 唐橋 洋子
7番 助川 悦夫	9番 高瀬 隆至	10番 郡司 裕一
11番 屋代 幸子	12番 森 隆道	13番 荒井 一夫
14番 越沼 良	16番 相馬 和恵	17番 木村 光一
- 6 欠席委員 8番 阿見 芳
15番 鈴木 賢一
- 7 本会に出席した職員

(1) 事務局長	伊 藤 甲 文
(2) 農業振興係副主幹	築 瀬 しのぶ
(3) 農地調整係長	金 山 和 弘
(4) 農地調整係主査	菊 池 康 弘
(5) 農政課農政係長	印 南 隆
(6) 農政課農政係副主幹	佐 藤 淳 也
(7) 農政課農政係主査	菊 池 琴 乃
(8) 農政課農政係主事	宮 澤 拓 巳
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午前10時09分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長（荒井 一夫） 本日の出席委員は15名であり、2名の欠席でございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから第27回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、1番津久井委員、4番瀧田委員を指名いたします。会議の書記につきましては、事務局の築瀬副主幹をお願いいたします。

議長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（菊池 琴乃） <総会資料説明 4～16ページ>

農地中間管理機構特例事業（所有権移転） 1件

利用権設定等促進事業 12件

農地中間管理事業（集積計画一括方式） 6件

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は4件です。はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局（菊池 康弘） <総会資料説明 17、18ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。屋代委員。

現地調査担当委員（屋代 幸子） ただ今の農地法第3条の規定による許可申請4件について、事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに何ら問題は無いものと思われまます。以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 申請番号29の受人については、申請事由が「規模拡大のため」とありますが、自作面積487㎡、貸付面積16,467㎡で本当に規模を拡大していくのかというところお尋ねします。

事務局 (金山 和弘) 申請書からは、規模拡大としか読めないもので、それ以上の説明ができない状況です。

議 長 (荒井 一夫) 佐藤委員、再質問はございますか。

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。

<木村委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 申請番号31番は、切り替え申請でミョウガとシイタケでの農地利用ということですが、これまでの状況をお尋ねします。

事務局 (菊池 康弘) 今年2月の報告書では、10アールあたりミョウガ180kg、シイタケ250kgとなっております。また山フキも報告にあがっており、10アールあたり40kgとなっております。以上になります。

木村 光一委員 10アールあたりの量でなく、総合的な金額をお願いします。

事務局 (菊池 康弘) 報告書は収穫された量しか報告いただきませんので、金額的なものは読み取れない状況となります。

木村 光一委員 問題は、栽培したというだけで許可するのかという事になると思うのです。当初の計画では、何が何キロ取れ、収入がいくらであったかだっただけだと思います。それで許可しているので、事務局としての窓口対応をよろしくをお願いします。

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料19ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。屋代委員。

現地調査担当委員 (屋代 幸子) 去る9月15日、事務局とともに現地調査班第3

班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

狭原地内の申請番号6は、農業用倉庫、機械小屋、たい肥小屋を設置する目的の申請です。現地は、農場の敷地内で、東端の低いところにあり、目立たないところになります。現地はすでに転用され、利用されている状況ではありますが、事務局の説明のとおりですので、許可することはやむを得ないと思います。

次に亀久地内の申請番号7ですが、集落に介在する農地に一般住宅を建築する申請です。現地は、北側に宅地と接続され、県道を挟んで南側の農地とつながっております。営農に影響はないと思われます。許可することに問題はないと思われます。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 特に質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号6番については、許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、申請番号7番については、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号は、申請番号6番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、7番については、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第4号「農地法第5条に規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は8件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料20~22ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。屋代委員。

現地調査担当委員 (屋代 幸子) 調査結果についてご報告いたします。

狭原地内の申請番号33は、農場の敷地内に厩舎を建設する目的の申請です。現地は、議案第3号申請番号6の北側の一段高いところになります。林に隣接し、営農に影響が少ない場所と思われます。許可することに問題はないものと思われます。

野崎2丁目地内の申請番号40ですが、区画整理地内の住宅街に残る農地に一般住宅を建築する申請です。現地は、周辺住宅に囲まれ、申請地は管理されておらず、草が生い茂っておりました。許可することに問題はないと思われます。

須佐木地内の申請番号41ですが、既存集落に隣接する農地に廃材置き場として一時的に利用する目的の申請です。西側に農地が広がりますが、東側は集落と接し、1年後には農地に戻る計画です。許可することに問題はないものと思われま

す。市野沢地内の申請番号42ですが、集落に接続する農地に一般住宅を建築する申請です。現在は、西側に住宅と接し、残る3方向は農地となっておりますが、営農に与える影響も限られます。許可することに問題はないものと思われま

す。市野沢地内の申請番号43ですが、集落に接続する農地を建売分譲として転用する目的の申請です。現地は、南を集落、東を山林と接し、西側は農地となります。1ヘクタール超の面積ですが、関係部署と連携し対応するということですので、残る農地への影響も少ないと思われま

す。美原3丁目地内の申請番号44ですが、用途地域内の住宅地内に残る農地を宅地分譲するための申請です。周辺に農地は残っておりますが、宅地化が見込まれる地域です。許可することに問題はないものと思われま

す。鹿畑地内の申請番号45ですが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で3年間の期間を延長する一時転用申請です。現地は、営農型太陽光発電施設が設置され、間もなく3年となります。今までの経過を踏まえ、許可することはやむを得ないと思われま

す。黒羽田町地内の申請番号46ですが、黒羽支所付近に住宅を建築するための申請です。北と南に農地が残りますが、農地に影響がないよう設置するということですので、許可することに問題はないと思われま

す。議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。

<事務局金山和弘挙手>

事務局 (金山 和弘) 議長。

議 長 (荒井 一夫) はい。

事務局 (金山 和弘) 一部、説明に誤りがありましたので、説明をさせていただきます。

議 長 (荒井 一夫) はい。

事務局 (金山 和弘) 議案書資料21ページ、別冊資料8ページ、申請番号43ですが、説明の中で農地区分を農振農用地と説明したのですが、農振除外の申請をし、除外が終わっておりますので、農地区分は第一種農地になります。訂正をいたします。申し訳ありませんでした。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 訂正報告の通りでありますので続けます。質疑に移ります。

質疑はありませんか。

<佐藤委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 申請番号40番ですが、こちらも農振地域となっておりますが間違いではないでしょうか。

事務局 (金山 和弘) はい、申し訳ありません。農振地域ではなく用途地域の誤りです。訂正いたします。

議長 (荒井 一夫) よろしいですか。

議長 (荒井 一夫) 他にありますか。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 申請番号33番について、以前質問状送って回答が来たと思います。これで一件落着という形にはならないと思うのです。今後、運営管理について事務局としてどのような対応、指導を考えているのかお聞きしたい。

事務局 (金山 和弘) はい、今回回答が来たところですが、今後運営会社が上手くやれていない部分を皆さんから伺い、どのようになっているか投げかけたいと思います。何かあれば事務局にお知らせください。それを繰り返し、運営会社と農業委員の距離を縮めていければと考えております。

木村 光一委員 経営状況もさることながら、農地所有適格法人として適正であるかどうかを前提とし、農業法人として経営がされているかということころをよろしくお願いします。

議長 (荒井 一夫) 他にありますか。

<佐藤委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 申請番号33番ですが、厩舎に2反歩の面積が必要か。議案第3号も5反1畝の農業施設とあり疑問がありました。厩舎たい肥舎が山の上にあると雨が降って流れてくることも考えられます。点検等が必要になってくるのではないのでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 手持ち資料として、今後の飼育頭数について確認しております。現在、馬房が19頭分あり19頭を飼育しています。今後5年を目標に5頭から10頭保護馬を受け入れていきたいという事で、今回の5条申請の厩舎につきましては、12頭分の馬房を準備するとの事です。排泄物につきましては、浄化槽を施設内に設置し処理し、上澄みについては地下浸透するとなっております。山の上の厩舎たい肥舎につきましては、施設としては下の方にあり、山の上の方には当たらないと思われれます。

議長 (荒井 一夫) 他にありますか。

<越沼委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 越沼委員。

越沼 良委員 私も申請番号33番について確認です。議案第3号申請番号6は栃木県農業会議にかけるということで許可相当となりましたが、33番も同じ農地にあたるので、同じような扱いでよろしいのでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 農業会議にかける面積要件は3000㎡を超えるものですので、申請番号33番は該当しません。

越沼 良委員 そのような話しでなく、申請番号6が県で許可にならないと申請番号33も許可にならないのではないかという意味です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局で質問は分かりましたか。

事務局 (金山 和弘) 失礼いたしました。ご指摘のとおり申請番号33の申請場所に向かうためには手前にある4条申請の許可がおりなければ5条申請の場所に行く事はできませんので、ご指摘のとおり4条申請の農業会議の許可が下りた段階で33番についても許可をおろすという形に変更したいと思えます。

越沼 良委員 これに限った話しでなく、議案をまたいで同じ土地が出ることがあるので、順序として見てあげるのが筋かと思いました。それと、45番についても、営農型太陽光発電は、荒廃農地には貸さないと記憶していたのですが、そのとおりであれば荒廃農地ではないので基準反収としてどのくらい取れる等の目標数値等が出ていないと何キロ取れたと言われても妥当性の検証もできないため、そちら等が分かる販売証明書等を今後報告で出してもらおうと分かりやすいと思えます。

事務局 (金山 和弘) 規定上そこまで求めていませんが、検討いたします。

議 長 (荒井 一夫) 他にありますか。

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決をいたします。

本議案について、申請番号33番43番については、許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、それ以外の6件については、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) ありがとうございます。全委員賛成と認めます。

議案第4号は申請番号33番並びに43番については、許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。それ以外の6件については、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第8号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 16~17 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告

願います。屋代委員。

現地調査担当委員（屋代 幸子） 調査結果についてご報告いたします。

申請番号23ですが、現地は昭和63年ごろから住宅を建築し宅地として利用されております。それ以降、農地として利用しておりません。証明することに支障は無いと思われま

す。申請番号24ですが、現地は昭和55年に住宅を建築し宅地として利用されてきており、それ以降、農地として利用しておりません。証明することに支障は無いと思われま

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第5号は原案のとおり証明することといたします。

次に議案第6号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（佐藤 淳也） <総会資料別冊に基づいて説明>

農用地区域からの除外 計8件 13,129.09㎡

議 長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。屋代委員。

現地調査担当委員（屋代 幸子） 番号1ですが、既存宅地の西側に隣接する農地において、資材置場の建設のため申し出るものでございます。周辺農地への影響は少ないと判断することができることから、問題はないものと思われま

す。続きまして番号2ですが、既存のアパートの西側に隣接する農地において、工場兼事務所の建築のため申し出るものでございます。周辺農地への影響はないと判断することができることから、問題はないものと思われま

す。続きまして番号3ですが、既存宅地の南側に隣接する農地において、分家住宅設置のため申し出るものでございます。周辺農地への影響は少ないと判断することができることから、問題はないものと思われま

す。続きまして番号4ですが、既存資材置場の南に隣接する農地において、資材置場の拡張のための申し出です。周辺農地への影響はないと判断することができることから、問題はないものと思われま

続きまして番号5ですが、既存宅地の南側の農地において、一般住宅建築のため申し出るものです。周辺農地への影響は少ないと判断いたし、問題はないものと思われま

す。続きまして番号6ですが、新築した住宅の南側の農地において、車庫の建築を目的とした申し出です。現地はデントコーンが作付けされ、適切な状態とみてまいりました。農地への影響もないと判断できることから、問題はないものと思われま

す。続きまして番号7ですが、既存宅地の南側の農地において、一般住宅建築のための申し出です。周辺農地への影響は少ないと判断することができることから、問題はないものと思われま

す。続きまして番号8ですが、既存住宅敷地となっている部分において、非農地証明を目的とした申し出です。20年以上非農地として利用されており、農地への復元は困難な状態です。除外することに問題はないものと思われま

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」を上程します。事務局からの説明を願います。

事務局 (宮澤 拓巳) <総会資料づいて説明>

認定農業者新規申請 17件

再認定・計画変更 29件

未更新等 8件

認定農業者予定数 844件

議長 (荒井 一夫) 本件は議事参与に該当する案件がありますことから、議案を分割して採決を行います。7番助川委員は退室願います。

<助川委員 退室>

議長 (荒井 一夫) これより番号43番の質疑を行います。質疑はございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。番号43番は原案のとおり承認することといたします。助川委員は入室願います。

<助川委員 入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第7号のその他の案件について質疑を行います。質疑はございますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) ないようですので、以上で第27回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午前11時29分 閉会